

## 5 給与構造改革関係

第26表 地域手当の地域別支給割合

都道府県	支 給 地 域	地 域 手 当	
		級 地	支 給 割 合
北 海 道	札幌市	6級地	3%
宮 城 県	仙台市	5級地	6%
	名取市 多賀城市	6級地	3%
茨 城 県	取手市	2級地	15%
	つくば市	3級地	12%
	水戸市 土浦市 守谷市	4級地	10%
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市	5級地	6%
	龍ヶ崎市 筑西市	6級地	3%
栃 木 県	宇都宮市	5級地	6%
	鹿沼市 小山市 大田原市	6級地	3%
群 馬 県	前橋市 高崎市 太田市	6級地	3%
埼 玉 県	和光市	2級地	15%
	さいたま市 志木市	3級地	12%
	鶴ヶ島市	4級地	10%
	川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市 加須市 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市	5級地	6%
	熊谷市 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 坂戸市 比企郡鳩山町 北埼玉郡北川辺町 北葛飾郡栗橋町 北葛飾郡杉戸町	6級地	3%
	成田市 印西市	2級地	15%
千 葉 県	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市	3級地	12%
	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市	4級地	10%
	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市	5級地	6%
	野田市 東金市 流山市 八街市	6級地	3%
	印旛郡酒々井町 印旛郡栄町		
	特別区	1級地	18%
東 京 都	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市	2級地	15%
	狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市		
	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市	3級地	12%
	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市	4級地	10%
	武蔵村山市	6級地	3%

神奈川県	鎌倉市 厚木市	2級地	15%
	横浜市 川崎市 海老名市	3級地	12%
	※横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 大和市	4級地	10%
	平塚市 秦野市 ※三浦郡葉山町	5級地	6%
	小田原市 三浦市	6級地	3%
富山県	富山市	6級地	3%
石川県	金沢市	6級地	3%
福井県	福井市	6級地	3%
山梨県	甲府市	5級地	6%
長野県	長野市 松本市 諏訪市	6級地	3%
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市	6級地	3%
静岡県	静岡市 沼津市 御殿場市	5級地	6%
	浜松市 三島市 富士宮市 富士市 磐田市	6級地	3%
	焼津市 掛川市 袋井市		
愛知県	名古屋市 刈谷市 豊田市	3級地	12%
	豊明市	4級地	10%
	瀬戸市 碧南市 西尾市 大府市 知多市	5級地	6%
	豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市	6級地	3%
	津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市		
	稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 西春日井郡豊山町 西加茂郡三好町		
三重県	鈴鹿市	4級地	10%
	津市 四日市市	5級地	6%
	桑名市 名張市 伊賀市	6級地	3%
滋賀県	大津市 草津市	4級地	10%
	守山市 栗東市	5級地	6%
	彦根市 長浜市	6級地	3%
京都府	京都市	4級地	10%
	宇治市 亀岡市 京田辺市	5級地	6%
	向日市 相楽郡木津町	6級地	3%
大阪府	大阪市 守口市 門真市	2級地	15%
	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市	3級地	12%
	※堺市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 ※東大阪市	4級地	10%
	※岸和田市 ※泉大津市 ※貝塚市 ※泉佐野市 ※富田林市 河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市	5級地	6%
	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 泉南郡熊取町 泉南郡田尻町 南河内郡太子町	6級地	3%

兵庫 県	芦屋市	2 級地	15%
	西宮市 宝塚市	3 級地	12%
	神戸市 尼崎市	4 級地	10%
	伊丹市 三田市	5 級地	6 %
	姫路市 明石市 加古川市 三木市	6 級地	3 %
奈良 県	天理市	3 級地	12%
	奈良市 大和郡山市	4 級地	10%
	大和高田市 橿原市	5 級地	6 %
	桜井市 香芝市 宇陀市 生駒郡斑鳩町 北葛城郡王寺町	6 級地	3 %
和歌山 県	和歌山市 橋本市	6 級地	3 %
岡山 県	岡山市	6 級地	3 %
広島 県	広島市	4 級地	10%
	廿日市市 安芸郡海田町 安芸郡坂町	6 級地	3 %
山口 県	周南市	6 級地	3 %
香川 県	高松市	6 級地	3 %
福岡 県	福岡市	4 級地	10%
	※北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 前原市 福津市 糟屋郡宇美町 糟屋郡粕屋町	6 級地	3 %
	※長崎市	6 級地	3 %

- (注) 1 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。
- 2 ※印を付した地域は暫定指定地域（当分の間の支給地域）を示す。

